農地等利用最適化推進施策に関する

意　見　書

令和 8 年 11 月

砂川市農業委員会

農業は、米や野菜などの食料を生産する国の根幹産業であるとともに、農地や自然環境の保全、良好な景観の形成、さらには災害防止など、多面的機能を有しています。

しかし、今日の我が国の農業・農村を取り巻く環境は依然として厳しく、中東情勢をはじめとする国際情勢の不安定化に伴う肥料・飼料・燃料などの生産資材価格の高騰・高止まりや供給への不安、担い手や労働力の不足、有害鳥獣による農作物被害、遊休農地の増加など、さまざまな課題が山積しています。さらに、台風や地震、暴風に加え、近年は高温や少雨などによる農畜産物の収量や品質への影響も大きく、気候変動に対応した生産基盤の整備が求められています。

こうした中、近年、米価が大きく変動していることを背景に、食料の安定供給と国内の生産基盤を維持することの重要性が改めて問われています。消費者が安心して食料を購入できることと、生産者が生産コストに見合った収入を確保し、営農を継続できることの両立が必要です。また、令和９年度からの水田政策の見直しに向けた動きが進む中、農業者が今後の作付けや経営の見通しを持てるよう、制度の周知と地域の実情に応じた支援が求められています。

特に、少子高齢化と人口減少の進行により、農業従事者の減少は一層深刻化しています。その結果、経営資源や技術の継承が難しくなり、生産基盤の脆弱化が懸念されます。砂川市においても、後継者がいないまま離農する農家があり、耕作放棄地の拡大が危惧されています。このため、砂川市農業再生協議会をはじめとする農業関係機関が、新規参入者の確保や支援に加え、次代の担い手への円滑な経営継承などに一層取り組む必要があります。

このような中、当農業委員会は、担い手への農地集積・集約化や遊休農地の解消・発生防止などを進めるとともに、生産者団体や関係機関と連携し、砂川市の農業振興と生産者の健全経営の確立に努め、農業・農村の持続的発展を目指しています。

砂川市におかれましては、農業行政のより一層の充実を図っていただきますよう、「農業委員会等に関する法律」第 38 条第１項の規定に基づき、意見書を提出いたします。

令和　８年１１月　２日

砂川市農業委員会　会長　関　尾　一　史

農地等利用最適化推進施策に関する意見書

1. 担い手への農地集積の促進

食料の安定供給や美しい農村景観の保全、災害防止機能など、農業・農村が担う多面的機能を維持し、市内の基幹産業である農業が持続的に発展するためには、担い手への農地流動化を促進し、農業経営の効率化を図るとともに、農地の維持・保全に努める必要があります。

しかし、高齢化や後継者不足により担い手は減少傾向にあり、区画狭小など作業効率の低い農地は敬遠され、国の施策である「農地中間管理事業」も農地の受け手への支援が不十分であり、新たな耕作放棄地の発生・増加は差し迫った課題となっています。

このような状況を踏まえ、地域での話し合いを進め、農地の受け手と出し手を明確化するなどにより、引き続き「地域計画」の実現を図るとともに、次代の担い手への農地集積・集約化を加速させるための環境整備や農地の受け手に対する新たな支援策についても併せて検討をお願いします。

2. 新規参入者の促進

農業者の高齢化により担い手が減少する中、新たな農業の担い手となる新規参入者の獲得は農地を維持・保全する上で重要な施策の一つです。

現在、新規参入者の受け入れは、市農政課、農業委員会、市内の指導農業士及び関係機関で構成する「砂川市農業担い手育成センター」において受入支援等を実施しており、平成 30 年度からは「地域おこし協力隊」制度を活用した農業研修生の育成や「北海道新規就農フェア」参加による市内農業のＰＲ、新規就農施策の情報提供等が行われてきました。

今後においても、これまでの取り組みを継続するとともに、新規就農者の確保に向けた積極的な周知をお願いします。また、農業後継者以外の新規就農者は、経営開始に係る初期投資資金の確保が難しいことから、就農に伴う農地・施設・機械等の取得に係る支援の拡充、また親の農業経営を継承し農業後継者となる新規学卒就農者及びＵターン就農者に対する支援、地域おこし協力隊や研修生を受け入れる農家に対する支援、国等に対する要請をお願いします。

3. 農地基盤整備の推進

担い手への農地集積が課題となっている中、担い手が拡大する経営地で効率的に作業するためには、機械の大型化やスマート農業の導入に対応する区画拡大、多様な作物生産に対応するための暗渠排水の整備など、農地基盤整備が不可欠です。

特に、西豊沼地区における基盤整備事業の実施にあたっては、引き続き推進協議会を中心に地域の農業者と十分に協議を重ねた上で事業を推進していただくようお願いします。近年は、原材料費の高騰等により、一人当たりの負担が非常に大きくなっているため、北海道事業の活用に加え、市単独での支援もお願いします。また、地域によっては暗渠排水整備などの小規模基盤整備も必要であるため、国等の支援制度に関する情報提供を行うとともに、市の事業補助の創設や中間管理事業を活用した基盤整備も同時に検討をお願いします。

さらに、袋地地区における潅水事業につきましても、継続して関係機関との連携等をお願いします。

4. スマート農業の推進

高齢化による農業者の減少や労働者不足が深刻化しており、今後、担い手の経営規模拡大に支障をきたすことが懸念され、農作業における省力化、軽労化が課題となっています。こうした状況の中、ロボット技術や人工衛星を活用したリモートセンシング技術やクラウドシステムをはじめとするＩＣＴの活用により、農作業の効率化や高品質生産を実現する新たな農業「スマート農業」が注目されています。

スマート農業の実現により、担い手の経営規模拡大が容易となるとともに、労働時間にゆとりが生じ、新商品開発や販路拡大等による６次産業化を積極的に展開することも期待されます。

砂川市でも一定の補助金制度が設けられてきましたが、引き続き調査・研究を進め、農業者への情報提供などスマート農業に対する関心の醸成を図るとともに、スマート農業への取り組みに対する支援の検討をお願いします。

5. 鳥獣被害防止対策の推進・強化

中山間地域のみならず、市内全域でエゾシカやアライグマ等の出没が確認されており、有害鳥獣による農業被害は増加傾向にあります。これらの被害は、農業者の営農意欲の低下や耕作放棄地の発生、担い手への農地集積が進まないなどの一因ともなっています。また、近年はヒグマの出没が多発しており、農業被害のみならず、私たち農業者の生命の安全さえ脅かされています。

これまでも砂川市では、アライグマ用箱わなの貸与や平成 21 年度からは鳥獣被害防止総合対策事業による電気柵の設置など、被害防止策が進められてきましたが、引き続き効果的な被害防止策を実施するとともに出没したヒグマについては積極的な駆除をしてください。また、狩猟免許取得者の負担軽減、若返りのための支援及び有害鳥獣駆除の担い手である猟友会への継続的な支援についても引き続きお願いします。

6. その他

不安定な国際情勢等を背景とした肥料や生産資材価格の高騰・高止まりは、農業経営に大きな負担となっています。このため、物価高騰による農業者の負担を軽減し、安定した営農を継続できるよう、肥料や生産資材の購入費の一部助成など、支援策の検討をお願いします。さらに、気候変動による高温や少雨が作物の生育や品質に及ぼす影響も懸念されることから、必要な対策を講じていただくようお願いします。

また、砂川市の基幹作物であるトマト、ミニトマトの生産現場を中心にパート従業員等を含む労働力不足が深刻化しており、規模縮小を余儀なくされている状況です。農協では「無料職業紹介事業」や「１日農業バイトデイワーク」等に取り組んでいますが、それでも労働力の確保が追いついていません。今後は、砂川市や関係機関が一体となり、農家の負担を軽減できるよう、他業種との連携や人材派遣事業を活用した新たな雇用システムの構築など、柔軟な対応をお願いします。

最後に、農業者にとって、国・道・市などの補助・融資制度は、農業経営を継続する上で極めて重要であるため、引き続き制度の充実と対象者への周知徹底をお願いします。